

## 太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に関する協定（案）

群馬県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、住宅用太陽光発電設備、蓄電池、V2H及び電気自動車（EV）（以下「住宅用太陽光発電設備等」という。）の普及促進を図るため、次のとおり太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、県域における住宅用太陽光発電設備等の普及促進を図ることを目的とする。

## （役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

(1) 甲 太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に関する広報等の支援

(2) 乙 太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る支援事業者募集要項及び太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る仕様書（以下「要項及び仕様書」という。）に定める事業の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

## （募集要項等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、要項及び仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

## （経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

## （リスク等対応）

第5条 本事業の実施に伴うリスクについては、乙がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴い、乙と施工事業者との間、又は乙と購入希望者との間のトラブルについては、乙が適切に対処し解決しなければならない。

3 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合は、乙が適切に対処し解決しなければならない。

## （損害賠償）

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの協定に違反したとき。
- (2) 乙が事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。
- (3) 前各号に規定するほか、甲が必要と認めるとき。

(協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同条件でさらに1年間継続することとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名（又は記名押印）の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号  
群馬県知事

乙 (住所)  
(社名)  
(職・氏名)